

## 平成24年第9回上里町議会定例会会議録第3号

平成24年12月10日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第58号)上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第59号)上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第60号)埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第10 (町長提出議案第61号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 (町長提出議案第62号)平成24年度上里町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 (町長提出議案第63号)平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 (町長提出議案第64号)平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 (町長提出議案第65号)平成24年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 (町長提出議案第66号)平成24年度上里町水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民環境課長	須田孝史君	福祉こども課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	まち整備課長	坂本浩之君
産業振興課長	野田浩一郎君	下水道課長	間々田義彦君
人権共生課長	河野光彦君	学校教育課長	木村隆之君
生涯学習課長	坂本正喜君	中央公民館長	山口正彦君
水道課長	間々田勤君	図書館長	外尾常人君
郷土資料館長	外尾常人君	老人センター所長	関根健次君
会計管理者	橋爪和友君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時01分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第58号 上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第58号 上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第58号 上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第58号 上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに関連して、上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する必要が生じたので、本改正案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございます。

東日本大震災から得られた教訓を生かし、災害対策基本法の一部改正が施行され、大規模災害に対する即応力の強化、被災者対応、地域防災力の向上、災害の定義の見直しなどが図られる中、あわせて地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しが行われました。

これによりまして、町の防災会議においては、新たに自主防災組織や民間団体からの委員を追加し、その所掌についても、防災に関する取り組みを広く議論し、町長の諮問的機関としての役割を強化しようとするものでございます。

あわせて、災害対策本部条例について、都道府県と市町村が同一の規定で定められていたものを、関係公共機関との連絡調整をはじめとする両者の所掌を明確化するため、別個に規定することとなり、それに伴い、各条項の整理が必要となったものでございます。

次に、条文の骨子について御説明を申し上げます。

第1条、上里町防災会議条例の一部改正でございます。

町の防災会議条例第2条は、その所掌事務について規定したものでございます。

これまで、その2号で「災害発生時に災害に関する情報を収集すること」とありましたが、それは災害対策本部が一元的にその事務を行うことが効果的であることから、これを改め、新たに2号で、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」、第3号「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を新たに加えるものでございます。防災会議に諮問機関としての役割と、町長への提言権を与える内容となっています。

また、町の防災会議条例第3条は、会議の委員を定める条文でございます。これまで国や県、指定地方公共機関の職員や町職員が主な構成員で、7号委員まで16名でございました。

今回、新たに8号委員「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者」2名を追加し、より広い分野から意見を聞こうとするものでございます。

続いて、第2条、上里町災害対策本部条例の一部改正でございます。

改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と市町村災害対策本部が同一の災害対策基本法第23条で定められておりました。関係公共機関との連絡調整をはじめとする両者の所掌を明確化するため、条文を分け、都道府県災害対策本部はこれまでどおり災害対策基本法第23条で、市町村災害対策本部は新たに法第23条の2でと、別個に規定することになったものでございます。これに伴い、上里町災害対策本部条例中の条項番号を改正しようとするものでございます。

附則1につきましては、施行期日を公布の日からとしております。

附則2につきましては、防災会議委員に8号委員が加わり、民間からの参加者が追加されましたので、「上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に「防災会議委員の日額報酬3,600円、費用弁償1,500円」を追加するものでございます。

なお、追加される費用弁償については、現在は特例条例で支給をされておられません。

以上で、上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 上里町防災会議条例及び上里町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第59号 上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例について

議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第59号 上里町立同和対策審議会条例等を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第59号 上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例について、御提案申し上げました議案第59号について、上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例の御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

昨年の人権施策の見直しにより、関係条例を廃止したいので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、1、上里町同和対策審議会条例、2、上里町同和対策集会所の設置及び管理に関する条例、3、上里町立隣保館設置条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、第1項は、施行期日を平成25年4月1日とする規定、第2項は、関係する条例の廃止に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する規定でございます。

なお、一部改正でございますが、別表中の同和対策審議会委員、隣保館館長、隣保館運営審議会委員及び隣保館指導員、集会所運営委員会委員、同和対策集会所指導員並びに同和対策生活相談員の日額、月額報酬及び費用弁償の項を削るものでございます。

以上で、上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 1番、植原でございます。

集会所についてでありますけれども、地元行政区で必要としない集会所については、解体をして、地元集会所施設等で必要とする集会所については無償で貸し付けをするということでありまして、貸し付けするときに、集会所の修繕が必要と町が認めた場合は町が行うということで、無償貸し付けを受ける行政区長からも、町に対して要望書が出ておると思っています。

全員協議会でも同じようなことを申し上げておりますけれども、無償で受け付けるかどうか、該当行政区では臨時総会を開いたり、アンケート調査をしたり、検討委員会を作ったりして、いろいろと苦渋の選択を迫られたわけでありまして。無償で受けても、維持管理費や修繕、それで解体するときには、その解体費用も、1坪5万円とすれば50坪で250万円、それだけの解体費用を地元行政区が負担することになるわけでありまして。

本来、町がその解体費用を負担すべきものと思っておりますけれども、せめてその該当行政区から要望書が出ている場合、その要望をできるだけ町側で聞いてほしいということで私は考えております。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、植原議員からおっしゃられましたように、その集会所は地域によって、解体するところと、それを修理していただいて継続して使いたいと、そういうところがあるわけでございますけれども、それはある一定の町が認める範囲内で修理をさせていただくということでございます。解体については、解体費用は町で全部持って解体をすると、そういうふうには……。移管しない、もちろんそうです。移管しないものは、そういう形でやらせていただくと。

ただ、字に移管して、字で管理しているものについては、その後の10年先、20年先の解体については字で管理をしていただくと、そういうふうな考え方で今後も進めていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議長（高橋正行君） 日程第9、町長提出議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について。

御提案申上げました議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、埼玉県市町村総合事務組合についてですが、主な事務としますと、常勤の職員に対する退職手当の事務、消防団の公務上の災害に対する補償業務や住民に対する交通災害共済に関する事務を処理しております。

今回は、埼玉県市町村総合事務組合規約の別表に記載されております、組合を構成している町の市制施行及び事務組合の名称変更に伴い、規約改正するものでございます。

まず、構成している町についてですが、埼玉県東部に位置します白岡町は、平成24年10月1日の市制施行により、白岡市へと名称が変更となりました。埼玉県では、県内40番目の市の誕生となります。

次に、構成している事務組合についてですが、ごみ及びし尿の収集運搬処理を事業とする事務組合であります「蓮田市白岡町衛生組合」につきましても、「蓮田白岡衛生組合」へと名称

変更となります。

埼玉県市町村総合事務組規約を変更することに対しまして、地方自治法第290条の規定に基づき、埼玉県下一斉で協議をするため、議会の議決を要するものでございます。

地方自治法の規定によりますと、一部事務組合の規約を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があります。

以上で、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第10、町長提出議案第61号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて。

平成24年11月21日付で専決処分いたしました平成24年度上里町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,188万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算の補正であります。

歳入につきましては、款15県支出金、項3県委託金であります。衆議院議員総選挙委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金として1,097万2,000円あります。

款19繰越金につきましては、前年度の繰越金でありまして、1万円を予算計上しております。

歳入合計につきましては、補正前の額87億2,090万1,000円に1,098万2,000円を追加し、87億3,188万3,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、款2総務費、項4選挙費を1,098万2,000円追加するものでございます。

補正予算に関する説明書の4ページに歳出の内容が記載されています。

この衆議院議員総選挙につきましては、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い、選挙執行経費として投票所経費、開票所経費やポスター掲示板等に係る経費として1,098万2,000円を補正するものでございます。

歳出合計につきましても、補正前の額87億2,090万1,000円に1,098万2,000円を追加し、87億3,188万3,000円とするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました平成24年度上里町一般会計補正予算（第3号）の内容についての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 専決処分の承認を求める件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前9時30分休憩

午前9時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 町長提出議案第62号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第62号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第62号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成24年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,976万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億164万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の追加で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

次に、2ページであります。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款15県支出金は464万5,000円の増額補正で、主な内容は、県負担金は過年度分の子ども手当負担金、県補助金は重度心身障害者医療費支給事業補助金、母子保健事業費補助金などとなっております。

款19繰越金は、1,247万7,000円の増額補正でございます。

款21町債は、5,264万1,000円の増額補正で、内容は臨時財政対策債でございます。

歳入合計は、現予算に対し6,976万3,000円を追加し、88億164万6,000円とするものでござい

ます。

次に、3ページ、4ページは歳出ですが、議会費から教育費までとなっています。

款1 議会費は3万3,000円の増額補正で、市町村職員共済組合負担金となっています。

款2 総務費は998万5,000円の増額補正で、総務管理費の主な内容は、庁舎電気料、防犯灯修繕料などで、徴税費は税の還付金で、住民基本台帳費は神保原駅南土地区画整理事業換地処分に伴う住民票のデータ修正更新料などで、統計調査費は市町村職員共済組合負担金となっています。

款3 民生費は2,447万4,000円の増額補正で、社会福祉費の主な内容は、重度心身障害者医療費や介護予防ケアマネジメント事業委託料などで、児童福祉費は、ひとり親家庭等医療費、民間放課後児童クラブ施設環境整備事業補助金、こども医療費などとなっています。

款4 の衛生費は329万4,000円の増額補正で、主な内容は、保健衛生費は妊婦一般健康診査等委託料などで、清掃費はリサイクル活動奨励補助金となっています。

款5 の農林水産業費は4万5,000円の増額補正で、主な内容は、地産地消運動事業の食材代などとなっています。

款6 商工費は269万7,000円の増額補正で、主な内容は、住宅改修等資金補助金などとなっています。

款7 土木費は1,260万8,000円の増額補正で、主な内容は、土木管理事業費では、道路台帳更新業務委託などで、道路橋梁費は上里サービスエリア周辺地区道路整備工事などで、都市計画費は、堤調整池グラウンドサッカーゴールの更新や公共下水道事業特別会計繰出金などで、住宅費は町営住宅の修繕料などとなっています。

款8 消防費は179万1,000円の増額補正で、主な内容は、消火栓新設工事負担金などとなっています。

款9 教育費は1,483万6,000円の増額補正で、主な内容は、小学校費は教科用消耗品や灯油などで、中学校費は電気料や校舎の営繕工事などでございます。社会教育費では、地区公民館の各種改修工事や遺跡発掘調査報告書の印刷などで、保健体育費は市町村職員共済組合負担金となっています。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し6,976万3,000円を追加して88億164万6,000円とするものでございます。

続きまして、5ページでございます。第2表 地方債補正でございます。

内容につきましては、臨時財政対策債の限度額を、当初予算の5億4,000万円から本年度同意額上限の5億9,264万1,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧で御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

各課別で説明していただいた、この長い資料に基づいて質問したいと思ひます。

まず、福祉こども課のところでありませうけれども、失礼しました、健康保険課のほうです。

委託料で、介護予防ケアマネジメント業務委託料ということでありませうけれども、介護予防ケアマネジメントは既に委託されていると思ひますけれども、これは、増加するということなんでしょうか。内容的にちょっと御説明願えればと思ひます。

それと、次のページの保健センターでありませうけれども、妊婦一般健康診査等委託料の伸びは、妊婦さんが増えているということで、喜ばしいことだなあというふうに思ひますけれども、どの位の伸び率になっているのか、お尋ねしたいと思ひます。

それから、5ページ、産業振興課のところでありませうけれども、工事請負費のところ、観光案内板設置工事とありませうけれども、どういうところにどういう案内板をつけるのか、お尋ねいたします。

あと、その下の負担金補助及び交付金、住宅改修等資金補助金が増額になるわけなんでしょうけれども、今後の増額見込み、件数見込みをどのように読んでのことなのか、お尋ねしたいと思ひます。

それと、学校関係でありませうが、6ページになりますけれども、小学校のところ、校舎の外壁調査を行ったらすぐに営繕工事に入るといふ予定が組まれているわけなんでしょうけれども、今年度、文教で各学校を訪問させていただいたときに、神保原小学校の外壁がもう今にもこぼれそう、非常に危険な状態だねということで見つきたんですけれども、各5小学校が全部対象になっているんでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思ひます。

以上です。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 沓澤議員の質問に対して説明させていただきます。

最初の介護予防ケアマネジメント事業委託料の関係でございます。今年度、町内12事業所、それから町外10事業所へ事業委託してございます。

新規、それから更新という形で、介護予防1、2の方についての計画を作ってもらっているわけですが、今年度上半期の状況を見まして、下期も伸びる見込みがありまして、今回補正予算を上げさせていただきました。

それと、保健センターの妊婦健康診査事業委託料の関係でございます。

当初予算で200人程度の見込みで予算計上させていただきました。上期で120人程度の申請がございまして、年間、その倍の240人程度を今回見込ませていただきまして、2割程度の伸びで推移しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 野田浩一郎君発言〕

産業振興課長（野田浩一郎君） 看板につきまして、まず場所につきましては、役場の敷地内を候補として考えておりますが、具体的な場所につきましては今後検討してまいります。

また、内容につきましては、こちらは児玉郡市4市町で統一されたデザインで設置しようというものでございまして、統一されたデザインで英語表記されたものを観光案内板として設置しようというふうに考えております。

住宅改修資金補助につきましては、10月末現在で42件ということでございまして、それ以降、11月以降につきましては過去3年間の実績を見まして、平成21年度が16件、平成22年度が10件、平成23年度が16件ということでございまして、今年度につきましては15件の伸びを予定して、今回補正予算を組ませていただきました。

議長（高橋正行君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村隆之君発言〕

学校教育課長（木村隆之君） 小学校費の委託料と工事請負費関係でございますけれども、これにつきましては、神保原小学校の南校舎の屋上階のモルタルの部分全部を調査しまして、その後補修をしていきたいということでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 2ページの税務課のところ、このA3の横の各課別の説明書の内容のところでありませけれども、2ページの税務課の徴収事業、償還金利子及び割引料、還付金が279万円と還付加算金が14万円というところでありませけれども、これ説明によりませと、去年の実績による計上ということでありませが、何税が予定されているか、年度トータルでどの位の金額にいくか、そこら辺のところを御説明いただきたいと思ひませ。

あと1点ですけれども、3ページの福祉こども課の賃金、臨時職員賃金のところでありませけれども、説明では、産休代替等と説明されたわけなんですけれども、金額がちょっと大きいと思ひませるので、何人分で幾らかということ、御説明いただきたいと思ひませ。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 償還金につきまして、今後の見込みの何税かという点について説明をさせていただきます。

年度後半は、特に住民税関係は所得の修正がございませ、それに伴って過年度分の修正もあわせて出てまいりませ。そちらがほぼ全部という形が今までの例でございませ、今年度も町県民税の還付がそのほとんどだろうというふうによりませしております。

合計いたしましませ、当初が900万円でございませしたので、合わせて1,179万円の還付があるだろうということによりませさせていただきます。

以上でございませ。

議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 飯島雅利君発言〕

福祉こども課長（飯島雅利君） 長幡保育園運営事業の賃金について御説明申し上げます。障がい児が平成24年4月に入園となりませ、加配保育士1名を雇用する必要が生じませ。臨時職員賃金を12カ月お願いするものです。あわせて、育児休業を取得している職員の代替保育士として臨時職員賃金9カ月分をお願いするものです。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 1点だけ。先ほどの説明の中で、光熱水費の増加、補正が入っているんですが、東電の値上げによってこの補正を組まざるを得なくなったという状況かと思ひませ。

町内のある中堅企業でも、東電の値上げで年間1,000万円くらい電気料金が上がるという話も聞いていませが、水道を別にして、今回の24年度内でどの位の電気料金の負担が増えるのか、

わかった範囲でお願いします。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 御説明申し上げます。

先ほどの値上げの関係でございますけれども、今年度10%弱値上げをするということでございますので、130万円計上させていただきました。なお、昨年、一昨年に比べまして、参考でございますけれども、電気料につきましては、22年から23年に比べまして14.7%削減しております。金額にしまして175万円の削減をしております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） このA3の4ページのまち整備課ですね。サッカーゴールの件でお聞きしたいんですが、撤去ということで、当然古くなったからかなというふうに思うんですが、どのくらい年数が経って撤去に至ったのか、また、なぜ撤去しなければならない状態に陥ってしまったのか、ちょっと教えていただければと思います。

それと、この公園管理、公園の中にいろんな遊具等もあると思うんですね。そういうものも既に調査済みなのか、ただこれだけなのか、これ、サッカーゴールは大きいものですから、非常に目立つものだと思うんですが、それ以外のもので、やはり修繕もしなければならないというものが現実にあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 先ほどの質問に御説明申し上げます。

まず、堤の調整池のサッカーゴール、これにつきましては、設置から、ちょっと細かい年数はわからないんですが、10年程度経っているものでございます。撤去に至った経緯についてでございますが、上里町のサッカー協会より、使用者のほうから、ゴールが非常にゆがんでいて使えない状態だということがありまして、管理しているまち整備課のほうでも現地確認しまして、ゆがんでいるという形なので、今回撤去、新たに備品購入という形で、移動できるサッカーゴールを、今回購入のほうを上げさせていただいたものでございます。

そのほか、公園の設備についての点検状況でございますが、これはまち整備の公園担当の職員が見ておりまして、遊具なんかで非常に老朽化しているものについては、順次撤去しているところでございますが、なかなか全体的に、公園全体の設備、備品が老朽化してございますので、これはもう順次やっているような状況でございます。

議長（高橋正行君） 9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 再度確認するんですが、当然サッカーとなると、この町も非常にやはり優秀な指導者、また優秀な選手がたくさん出て、プロの選手も出ている、非常にある意味、サッカーだけじゃないですけども、力を入れている町かなというふうに思うんですね。その中でちょっと寂しいなと思うのは、このサッカーを指導している方からの申し出でこういうふうになったという、逆に、町から出ていって確認してこういう形であれば、非常にやはりスポーツやっている指導者、また選手も、それだけ町も力入れてくれるんだというふうに思うと思うんですが、でき得れば、言われたからじゃなくて、当然財産管理して、何年位その道具が、遊具が経っているかという台帳もあると思うんですね。そんな形で、今後においてこういう管理等は適宜してもらいたいと思うんですが、町長のほうで御意見をいただければと思いますが。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） スポーツに関しましては、サッカー場だけではなくて、テニス場や野球場や、そういうことも管理はしているわけでございますけれども、この備品等については、なかなかそのチェックが行政側からしていない、そういう状況にあるわけございまして、直接利用している皆さんから、こういうところが不備になっているとか、こういうところが故障しているとか、こういうふうに改善してほしいとか、そういう要望に沿って今までも現実的にはやらせていただいているというのが実情でございますけれども、今後はそういった部分に担当課のほうで、何年か経ったけれどもどうなんだろうということで、調査も必要かなと、そんな思いもするわけございまして、今後はできるだけそういう調査を町のほうからしながら、変える時期等も検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第63号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)について

議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第63号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第63号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,773万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,541万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、療養給付費等国庫負担金として、歳出の一般療養給付費等の概ね100分の32相当額を国庫で負担するものでございます。一般療養給付費及び療養費の補正増と前期高齢者交付金の確定に伴う調整により8,407万円、介護納付金の概算納付金が確定したことによる調整により399万6,000円、後期高齢者支援金額の変更に伴う調整により1,212万4,000円、合計で1億19万円の補正をするものでございます。

また、項2 国庫補助金であります。国庫負担金同様、歳出の一般療養給付費等の概ね100分の7相当額が普通調整交付金として交付されるもので、2,191万7000円を補正するものでございます。

続きまして、款4 療養給付費交付金につきましては、60歳以上65歳未満の退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、今年度分1億322万9,000円を補正するものでございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の前期高齢者の医療給付費を各保険者間で加入数に応じ負担調整をするものでございます。5億3,384万7,767円に確定したため、5,084万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金であります。普通調整交付金として、国庫補助金同様、歳出の一般療養給付費等の概ね100分の8相当額を県財政調整交付金として交付されるもので、2,504万7,000円、特別調整交付金として、脳ドック及び併診ドックの受検者の増加に伴い補助金額の2分の1を交付されるもので39万7,000円、合計で2,544万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、款10繰越金であります。平成23年度の繰越金額が2億6,674万2,916円に確定しておりますが、今回、歳入の不足分として7,998万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、款11諸収入、目2第三者納付金であります。第三者行為ということで、交通事故などでけがをした方が国保を使って診療を受け、本来、加害者が支払うべき治療費を国保が一旦、立替え払いをして、国保連合会を通じて加害者に請求することを言いますが、以前より求償委託していた件において、613万711円の求償額の入金がありましたので、613万円を補正するものでございます。

続きまして、3ページの歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費の役務費でございますが、第三者行為損害賠償請求事務委託料として、実際に入ってきた金額の2.5%を国保連合会へ支払うことになっておりますが、先ほど申し上げました高額な振り込みがありましたので、その分の補正となり、総務管理費の合計といたしましては、51万7,000円を補正するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、今年度の支出が17億4,300万円ほどに見込まれますので、一般被保険者の療養給付費や療養費を合計で2億7,083万1,000円補正するものでございます。

また、項2高額療養費につきましても、一般被保険者の支出が2億2,500万円ほどに見込まれますので、4,314万5,000円を補正するものでございます。

また、項3移送費についてでございますが、財源補正のみとなります。

また、項4出産育児諸費につきましても、出産育児一時金等補助金の支出が2,016万円ほどに見込まれますので、126万円を補正するものでございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等につきましては、今年度の支援金額等が医療費分・事務費分を合わせ4億4,222万1,104円に確定したため、3,787万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、款4前期高齢者納付金等につきましても、今年度の納付金額等が医療費分・事

務費分を合わせ47万3,356円に確定したため、46万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款6介護納付金につきましても、今年度の納付金額が介護給付費・地域支援事業支援納付金として1億9,162万6,309円に確定したため、1,248万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、款8保健事業費、項2保健事業費ですが、人間ドックや脳ドック、併診ドックや婦人科健診などの支出が773万5,000円ほどに見込まれますので、総額で94万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金ですが、平成23年度の療養給付費等負担金と老人保健医療費拠出金負担金の額が確定され、返還金として合計で2,109万9,000円を補正するものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様3億8,773万9,000円を追加し、予算総額を33億8,541万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第63号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 1点お尋ねしたいんですけども、保健衛生普及事業のところなんですけれども、負担金補助及び交付金で、脳ドック補助金と併診ドック補助金が伸びているわけなんですけれども、これにつきましては、町が補助をすれば、それに対して2分の1の県からの交付金がありてくるということだと思んですけども、町は、申し込みがあれば、限度は決めていなくて、どんどん利用して健康に留意して下さいという形をとっている増額なんですか。それとも、一応枠を決めて、今年度はこの枠の中で、もうそれ以上の申し込みがあったら切っていくという考えなんですか。どういう考えに基づいて、どんどん受けていただいて、健康で暮らしていくことのほうがメリットはあるというふうに思っていますので、お尋ねします。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） ただいまの質問に説明いたします。

今のところ、国民健康保険のほうの人間ドック等の補助金につきましては、申請があった場合についてその都度、もし予算が不足したときについては、財政と調整させていただきまして、補正予算のほうを計上させていただいております。

ですから、今のところ人数何人で区切ってという形では行っておりません。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） そうしますと、今年度、今回補正を組んでいただいたということは、非常に健診を受ける方が伸びているという、いい傾向だなというふうに思いますけれども、前年度に比べてどのくらい伸びていくというふうに見込んでのものなんでしょうか。お尋ねします。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 昨年が、人間ドックから婦人科検診含めまして350の方が受けていただきました。今年の予算が331人、これについては婦人科検診が人間ドックとダブる関係がありまして、その関係で若干低くなっていますけれども、費用的には増えてございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時56分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 町長提出議案第64号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第64号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第64号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,639万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2 国庫支出金、項1 国庫負担金については、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分で67万2,000円の増額であります。

款2 国庫支出金、項2 国庫補助金については、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分で、普通調整交付金13万4,000円の増額であります。

款3 支払基金交付金、項1 支払基金交付金については、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分78万円の増額であります。

款4 県支出金、項1 県負担金につきましては、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分33万6,000円の増額であります。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金については、84万8,000円の増額であります。

内訳といたしましては、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分33万7,000円の増額と、その他一般会計繰入金51万1,000円の増額を合わせた額でございます。

続きまして、歳出であります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、介護保険法令改正追録代等による 9 万 7,000 円の増額であります。

款 1 総務費、項 2 徴収費につきましては、19 万 2,000 円の増でございます。内訳といたしましては、介護保険料賦課に伴う印刷製本費 7 万 2,000 円と介護保険料通知に伴う通信運搬費 12 万円の増額であります。

款 2 保険給付費については、介護サービス費の増加に伴い、項 1 介護サービス等諸費 269 万円の増額であります。

款 3 基金積立金については、介護サービス費の増加に伴う介護保険料の不足する額 56 万 5,000 円の減額であります。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費につきましては、介護予防給与費 5 万 5,000 円の増額補正、項 2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援事業・任意事業費給与費 16 万 7,000 円の増額補正であります。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10 番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子君発言 〕

10 番（沓澤幸子君） 1 点質問いたします。

介護のための住宅改修事業の補正になっているんですけども、269 万円、これが一番大きな額だと思いますけれども、当初予算でどの位利用され、今後どの位の見込みを持ってのこの金額なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔 健康保険課長 関口 静君発言 〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

当初予算で 35 件位ですか、410 万円程度予算を組みました。今後伸びが、23 件程度伸びる、合計で 55 件程度今見込まれています。その不足分を今回補正で計上させていただきました。

議長（高橋正行君） 10 番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子君発言 〕

10 番（沓澤幸子君） 介護保険法がスタートして、2000 年からですから、12 年経ったわけですね。この住宅改修事業は、この間、最初のうちは余り使われていなかったような記憶があ

るんですけども、随分利用されてくるようになったなという感覚を持っているんですけども、ちょっと年度的な、昨年度に比べてどの位の伸び率っていうんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 昨年が30件程度でしたので、今年はだいぶ伸びてございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件  
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第65号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第14、町長提出議案第65号 平成24年度上里町公共下水道事業特  
別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申上げました議案第65号 平成24年度上里町公共下水道事  
業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ3億3,729万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、款4繰入金、項1他会計繰入金を126万8,000円、款7町債、項1町債400万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

款1事業費、項1事業費526万8,000円を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、公共下水道給与費につきましては、共済費の負担率の変化などによって126万8,000円、公共下水道建設事業費につきましては、工事請負費として100万円、水道管の切り回しなどのため、補償補填及び賠償金を300万円増額するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

公共下水道事業債につきましては、事業費の補正により限度額400万円を増額し、1億460万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第66号 平成24年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）

## について

議長（高橋正行君） 日程第15、町長提出議案第66号 平成24年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第66号 平成24年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条であります。平成24年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条平成24年度上里町水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款事業収益を既決予定額に対しまして941万8,000円を増額し、5億9,891万6,000円といたします。第1項営業収益の補正でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費を既決予定額に対しまして879万6,000円を増額し、5億4,022万8,000円といたします。

第1項の営業費用を1,020万4,000円増額し、第2項営業外費用を140万8,000円減額する補正でございます。

次に、第3条でございます。予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,376万6,000円を2億7,701万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億5,103万3,000円を2億6,428万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,325万2,000円を増額し、4億8,532万円といたします。

第1項建設改良費を25万9,000円、第2項の企業債償還金を1,299万3,000円を増額補正でございます。

次に、第4条でございます。予算書第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。(1)職員給与費を838万4,000円減額し、5,999万1,000円にいたします。

以上、補正予算（第1号）の説明といたします。

なお、次のページからが説明書及び附属資料となっております。

2ページ、3ページが実施計画でございます。詳細が10ページ以降の説明書に記載してあり

ますので、そちらで説明をさせていただきます。

4 ページが資金計画でございます。受入資金を 3 億73万円増額、支払資金 2 億7,768万3,000 円増額し、差し引き計を 6 億6,702万3,000円といたします。

5 ページが給与費明細書でございます。比較合計で837万5,000円の減額となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6 ページでございます。手当の内訳で記載のとおりでございます。

7 ページが給料及び手当の増減額の明細で、記載のとおりでございます。

次に、8 ページ、9 ページが予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

2 流動資産の(1)現金・預金で 6 億6,702万円ほど、5 剰余金(2)口の当年度未処理欠損金で2,919万円ほどを予定しております。

10ページをお願いしたいと思います。説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、内容につきましては、受託工事収益で消火栓設置工事代130万円、加入金561万8,000円及び雑収益で下水道工事負担金250万円の増額補正でございます。

次に、支出ですが、人事異動に伴う給与費の補正につきましては、記載のとおりでございます。目 1 の原水及び浄水費の手数料63万円は水質検査料、動力費551万7,000円は電気料金の見直しによるものでございます。

目 2 の配水及び給水費の修繕費250万円は、下水道工事により、目 3 受託工事費130万円は、消火栓設置工事により、目 4 総係費の賃金9,000円は、最低賃金の改定によるものでございます。

目 5 減価償却費875万1,000円は、固定資産の減価償却費の増額でございます。

次に、項 2 営業外費用の支払利息288万円減額し、消費税を 147万2,000円増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございますが、手当等を18万1,000円、法定福利費を 7 万8,000 円及び企業債償還金の1,299万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

8 ページをもう一度、恐縮でございますけれども、見ていただければと思います。

お詫びをして訂正をする事項が出ましたので、御説明をさせていただきます。

8 ページの平成24年度上里町水道事業予定貸借対照表当年度分と書いてございまして、その下に、平成24年 3 月31日と記載をされておりますけれども、これについては、平成25年 3 月31日と訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。8 ページ

の年度でございますけれども、平成24年3月31日ということで御提出を申し上げましたけれども、平成25年3月31日の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上、説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 11ページと12ページに関わりますけれども、企業債の償還金、いわゆる、予定よりも早く償還するということによって、この11ページの企業債利息が288万円減るといふふうになるんだと思いますけれども、企業債、今回1,299万3,000円早く返すところの金利ですか、利率はどの位のものがあるのか、それによって288万円を浮かすことができたわけですので、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

水道企業の会計は、いわゆる今回そのように返せる余力があるというふうに見ていいのかどうか、お尋ねいたします。

議長（高橋正行君） 水道課長。

〔水道課長 間々田 勤君発言〕

水道課長（間々田 勤君） 御説明申し上げます。

企業債の減でございますけれども、何しろ水道企業、企業債借り始めてちょうど2年目だったんですけれども、前年度は20年で借りられたものですから、翌年度も20年で借りられるかなということで予算計上させてもらいました。

ところが、実際に借り入れるとき、3月なんですけれども、今回の件については償還期限10年じゃないとだめですよということだったものですから、ここでその分を補正させてもらったということになります。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

6番、中島議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番、中島。

10ページ、収益的収入及び支出のところの収入のところ、目3加入金補正予定額561万

8,000円とありますが、これは新たに加入されたのか、件数というか、お聞きいたします。

議長（高橋正行君） 水道課長。

〔水道課長 間々田 勤君発言〕

水道課長（間々田 勤君） 加入金でございますけれども、最近、加入件数が徐々に落ちていたものですから、今年もある程度この位だろうということで算出したんですけれども、実際に加入状況を見てみますと、予定よりも若干伸びているものですから、その分を今回補正させてもらったということでございます。

ちなみに当初、13ミリで123件の予定をしたんですけれども、既に10月現在で77件加入があったものですから、それを12分の7にしまして、9件分増やしたということです。それと、当初、径の大きい口で予定していなかったものが1件、190万円程度のものが入ってきたものですから、それ等合わせてこの位伸びるだろうということで、500万円程度補正させてもらいました。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 平成24年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時25分散会